台大日本語文研究第 27 期
2014 年 6 月，頁 217-256
2014-03-24 收稿，2014-05-13 通過刊登
DOI: 10.6183/NTUJP.2014.27.219

帝國日本越境統治下的歷史、思想政策變遷
—以台灣、朝鮮、滿州國的日本語教育及「同化」「皇民化」為中心—

徐興慶*

摘要

本稿針對戰前日本殖民地台灣、朝鮮、滿州國的日本語教育政策，從「同化」「皇民化」政策實施之時空轉換的角度切入，再就日本殖民地的歷史、思想政策之變遷，探討（一）思想同化政策的形成；（二）殖民地朝鮮及其近代的教育政策；（三）滿州國的「國民訓」與皇民化教育；（四）如何解讀海外神社的建設與「國家神道」思想的浸透等相關課題，進而對其政策的內涵作實證性的研究。

關鍵詞：越境統治、政策變遷、日本語教育、「同化」、「皇民化」

* 台灣大學日本語文學系教授

Policy Change of History and Thought under the Cross-Border Dominance of Imperial Japan: Japanese Language Education of Taiwan, Korea, and Manchukuo, Assimilation, and Kominka Movement

Shyu, Shing-ching*

Abstract

In this paper, I aim to study on the Japanese language educational policy of the Japanese colonies of Taiwan, Korea, and Manchukuo before the war. I will start from the angles of “assimilation” and “Kominka movement” and discuss in terms of the changes of history and thoughts in the Japanese colonies: (1) the formation of thinking assimilation policy, (2) the colony Korea and its modern educational policies, (3) Manchukuo’s citizen guidelines and Kominka education, (4) the interpretation of the construction of oversea temples and national theological thinking penetration. From these related issues, I plan to conduct a practical study on the content of the policies.

Keywords: Cross-border dominance, Policy change, Japanese language education, Assimilation, Kominka movement

* Professor of the Department of Japanese Language and Literature, National Taiwan University

帝国日本の越境統治における歴史、思想政策の変遷
—台湾、朝鮮、満州国の日本語教育と「同化」「皇民化」を中心として—

徐興慶*

要旨

本稿は戦前日本の植民地台湾、朝鮮、満州国の日本語教育政策をめぐって、「同化」「皇民化」政策の実施の時間と空間を交錯して、日本の植民地支配を歴史認識とその変遷を踏まえながら、一、思想を同化の手段とする政策の形成；二、植民地朝鮮とその近代的教育政策；三、満州国における「国民訓」の皇民化教育；四、海外神社の建設と「国家神道」思想の浸透をどう見るべきか、などの課題をめぐって、その政策の中身を実証的な研究を意図するものである。

キーワード：越境統治、政策の変遷、日本語教育、「同化」、「皇民化」

* 台湾大学日本語文学科教授

帝国日本の越境統治における歴史、思想政策の変遷
—台湾、朝鮮、満州国の日本語教育と「同化」「皇民化」を中心として—

徐興慶

一、はじめに

帝国日本が台湾、朝鮮、満州国の三大植民地にて実施した「同化」「皇民化」の政策は主に言語、教育や宗教による思想改正に関わるものであって、その土地従来の歴史や文化をあまり重視せず、被植民者の思想を変えようとし、「日本化」を推し進める支配が特徴である。反面、日本の植民地史における教育と近代化との関わりをどう捉えるかが考えるべき課題の一つとなっている。

帝国日本はアジアの諸地域への侵略は、日清戦争、「下関条約」（1894－1895）による最初の植民地台湾を領有し、日露戦争（1904－1905）の勝利によって南サハリン（樺太）を領有し、そのあと「関東州」租借、南満洲鉄道の権益獲得、朝鮮の「併合」(1910)、さらに第一次大戦後処理としての国際連盟による「南洋群島」委任統治（1920)、「満州事変」(1931）による中国東北部の軍事占領と引き続く傀儡国家「満州国」建国（1932)、1945 年 8 月 15 日の無条件降伏に至るまで、ほぼ半世紀に亘って、近代アジアにおける唯一の日本植民帝国が続いた。とりわけ、アジア太平洋戦争期に植民地・占領地で強制した同化政策と天皇制教育を実施した。また、植民地の現場における統治研究については、台湾は伊沢修二、朝鮮は幣原坦、「満州国」は嶋田道彌などによって担われてきた。

同化政策について、山本有造、春山明哲は植民地支配に「法制的、政治的には明白に異域＝植民地でありながらイデオロギー的には内地化を標榜するという、理念と現実の「二重性」[1]を区別した考察に

[1] 山本有造『日本植民経済史研究』(名古屋大学出版会、1992)、春山明哲「近代日本の植民地統治と原敬」『日本植民主義の政治的展開 1895－1934』(アジ

対し、駒込武は「国家統合」の次元と「文化統合」の次元との関係を視野に入れ考察している[2]。また、台湾における公学校の同化政策について、呉文星は内地延長主義政策の展開と義務教育実施構想の視野から「国語」と「書房」教育の消長問題を論じている[3]。

皇民化教育とは、植民地において被植民者を天皇の臣民として天皇の統治に従う人間に仕立てあげるための教育のことを意味する。小沢有作は、日本植民地の教育政策の基本的特質を「同化—皇民化」と定義し、「満州国」の教育政策に対しても植民地台湾・朝鮮の教育と同様に「同化—皇民化」政策の一環として把握する観点を最初に提示した。具体的に「同化—皇民化」政策の内容として（1）日本語教授の強制、（2）日本の歴史・文化・生活様式の注入、（3）近代的生産技術（主に農業）の初歩の教授を指摘している[4]。

台湾の場合、1897 年 4 月に勅語の謄本十八通が国語学校、国語伝習所に下付された。一方、在来の民間初等教育機関の書房に対し、『教育勅論述議』（1899）を「厳粛なる挙式の上」頒布した[5]。

朝鮮においては、「朝鮮教育令」第 2 条に「教育ハ教育ニ関する勅語ノ旨趣ニ基キ忠良ナル国民ヲ育成スルコトヲ本義トス」、第 3 条に「教育ハ時勢及民度ニ適合セシムルコトヲ期スヘシ」[6]と定め 、被植民者に忠君愛国を強調しながら、修身教科書もこの方向に沿って編纂された。「忠良ナル国民」の育成をいかに抵抗なく育むか「時勢及民度」をいかに適合していくかという方法論の実施が工夫された。

満州国においては、1941 年 3 月に「国民学校令施行規則第一条」には「教育ニ関スル勅語ノ旨興ヲ奉体シテ教育ノ全般ニ亘リ皇国ノ道ヲ修練セシメ特ニ国体ニ対スル信念ヲ深カラシムベキ」と制定し

ア政経学会、1908）を参照されたい。

2 駒込武『植民地帝国日本の文化統合』（岩波書店、2002）。

3 呉文星「日本統治下台湾における社会的リーダー階層と義務教育の実施—第 1 回台湾総督府評議会員の議論を中心に」松田利彦編『植民地帝国日本における支配と地域社会』（国際日本文化研究センター、2011）所収。

4 小沢有作·土屋忠雄「植民地の教育」『岩波講座現代教育学 5 日本近代教育史』（岩波書店、1962）、頁 336。小沢有作『民族教育論』（1967）にも「同化—皇民化」の特質を提示している。

5 『台湾教育沿革誌』（台湾教育会、1939）、頁 976。

6 稲葉継雄『朝鮮植民地教育政策史の再検討』（九州大学出版会、2010）、頁 8。

た。このように帝国日本は「皇国ノ道ヲ修練」「国体ニ対スル信念」を押し付ける一貫した教育方針があった。

本稿は戦前日本の植民地台湾、朝鮮、満州国の日本語教育政策をめぐって、「同化」、「皇民化」政策実施の時間と空間を交錯させながら、日本の植民地支配について歴史認識と変遷を踏まえながら、その政策の中身を実証的に論じるものである。

二、思想を同化の手段とする政策の形成

1895 年の日清講和条約（下関条約）によって台湾の統治権は日本に割譲することになった。しかし、最初の二十年間は台湾人の根強い武装蜂起（民族英雄の抗日運動）に対し、日本軍は鎮圧を遂行しながら、統治方針の基調をめぐる、試行錯誤が繰り広げられた時期があった。周知のように 1895（明治 28）年 6 月 17 日に台湾総督府の施政式が挙行され、翌日から、学務局が開かれた。初代学務局長の伊沢修二（1851－1917）は、戦火が未だおさまらない台北中心部から、郊外にある士林の芝山巖に学務局を移し、ここで台湾人に対する教育の基礎をつくった。伊沢は日本で募集した各府県の師範学校卒業生からなる講習員を対象に、台湾で話されている福建省の方言を教え、台湾語を介して台湾人に日本語教育を広めようとした。ここに学んだ第一回講習員 45 名は、1896（明治 29）年か 9 月から 10 月にかけて台湾全島に設置された 14 箇所の国語伝習所（公学校の前身）に派遣されたのである。

駒込武によれば、台湾では、1904 年公学校規則の制定過程で、日本語でものを考えさせ、思想法を同一化することで、「同情同感」が可能になるのだという議論が支配的な地位を占めていた。それは、統合の核となる思想レベルの問題を、言語の共通化によって共有されるはずの感情というレベルの問題におきかえたという性格をもっていたという[7]。そして、台湾でも朝鮮でも、日本語による「同化」は支配的な言説としての地位を占め、これに公然と疑問を表明する

[7] 前掲駒込武著書、頁 366。

ことはタブーになったと指摘している[8]。台湾の場合は結局、「同化」という方向のもと「特別統治主義」と「内地延長主義」を使い分け、植民統治を行った。教育の面では、日本語教育を中心とする体制を作ると共に、文化的次元における中華帝国から離脱する統治方針とを逐次に推進していく傾向が見られる。

（一）台湾における「書房」政策の変遷

帝国日本は台湾の統治を開始してから、旧設の官立の書院や義塾を全廃したが、民間の書院や義塾を存続させた。教育史の領域では、統治者主導の教育体制の中で台湾人独自の教育的営みとして「書房」が注目されてきた。その中で、書房＝「伝統的」＝「民族的」という等式が自明視され、「伝統文化保存の砦」、「民族教育の拠点」といった位置づけをされてきた。「書房」の先行研究として、呉文星「日拠時代台湾書房之研究」(『思與言』第 16 巻 3 期、1987.9)、同「日拠時代台湾書房之再検討」(『思與言』第 26 巻 1 期 1988.5) 、呉宏明「台湾におる書房教育の一考察―その実態と変遷―」(『木野評論』第 14 号、1983.3)、都通憲三郎「資料紹介―台湾文献館所蔵書房関係資料について―」『仏教経済研究』第 32 号、2003.5) などがある。大浜郁子は、書房、義塾参考書の制定過程の視点から台湾の植民地的近代教育の形成を論述している[9]。また北村嘉恵は植民地支配が被支配社会の「伝統文化」＝書房をいかに破壊してきたか、あるいは、それに対抗して被支配民族がいかに自らの「伝統文化」を保持してきたかという問い、すなわち、ある固定された「文化」の原型を前提とする問題設定では、植民地状況における文化衝突の動態を捉え得ないと述べている[10]。

『台湾統治概要』の文教編第一項「領台前ヨリノ宗教」の「儒教」の項には「儒教ノ根本ハ修己ト治人ト雖モ何レモ祈福利ノ弊ニ陥レ

---

8 同上注。

9 大浜郁子「「書房義塾相関規程」(府令) 之制定過程與台湾公学校設置之関連」『台湾文献』56 巻 2 期 (2005 年 6 月)。

10 北村嘉恵「被支配民族の主体性をどのように捉えるか―台湾史の視点から―」『植民教育年報』第 1 号、1998、頁 23。

ルノ状アリ」と示している[11]。日本最初の植民地である台湾に対して、台湾総督府は徹底した日本語教育を台湾の教育政策の基礎として位置づけたが、公学校の普及・拡大を推し進める過程で、従来から儒学（漢学）教育と関わりのある書房を一気に壊滅するのではなく、公学校の補助機関として書房を利用し、また漢文科を公学校の教科に取り込むことにより、公学校の就学率を伸ばしていった。台湾総督府の書房政策としては、様々な規制を加えながら、漸次に書房数及び生徒数を減少させつつ、ついに 1943 （昭和 18）年に台湾における義務教育実施にともなって書房は全廃されるのである[12]。

従来、清領時代の台湾において、「書房」は固有の郷学（民学）教育機関として存在していた。帝国日本が台湾を領有時代に入ってから、「日本語伝習所」や「公学校」を設置し、台湾統治の教育方針を取り組んだ。その目的は日本語教育の普及と日本国民性の教養であった。総督府は 1898（明治 31）年 7 月 28 日に「台湾公学校令」が公布されのち、同年 11 月 10 日に「書房義塾規程」も配布し、「書房」の運営をその管轄下になった。従来書房が設定した授業科目や教科書をそれまでの慣例によって引き続き使用することを規定している。また書房の数は 1,707 所があり、教師も 1,707 人いたが、その素質は、すべて高くではなかった[13]。そのため、「書房」を有効に管理、利用するため、地方の各庁（主として公学校の校長）に命じて、「書房」教師らに講習会や検定試験の参加を義務化した。

さらに存廃をめぐる政策過程及び実態について、呉宏明は次のように書房と公学校に関する時期を区分し、それぞれ分析している。第一期（1898－1918）台湾が日本の領土となった時から台湾教育令発布まで。第二期（1919－1932）台湾教育発布令から書房新規開設

[11] 台湾総督府編『台湾統治概要』（南天書局、1997）、頁 32。
[12] 呉宏明「日本統制下台湾における書房と公学校—1895 年から 1918 年までを中心に—」、「近代のアジア教育認識—その形成と展開—」（代表：阿部洋）に収録。
[13] 内訳は、舉人 1 名、生員 70 名、秀才 77 名、稟生 7 名、童生 758、増稟生 1 名、貢生 5 名、俯生 1 名、監生 2 名、無功名者 503 名のほか、新竹庁では 280 名の教師の出身は不詳となっている。
詳しくは、台湾文献会編『台湾省通誌稿』巻 5、教育志、教育施設篇、頁 286-287。

禁止まで。第三期（1933－1943）書房開設禁止から書房廃止まで[14]。

第一期、すなわち清支配下の台湾は、科挙を受けるための準備教育機関である府県儒学と書院があり、他には地方行政官及び地域の有志者によって設立維持された社学、義学があった。府県儒学及び書院等は台湾が日本の領土となった時点で、すべて廃止されたが、民間によって設立維持された漢民族系台湾人児童を対象とした初等教育機関である書房は、日本統制下においても根強く存続した[15]。その書房の数と生徒数は、次の通りである。

1897（明治 30）年　書房 1127 校（生徒 17,066 人）→公学校は、76 校（生徒は 6,136 人）

1898（明治 31）年　書房 1707（生徒 29,941 人）

1904（明治 37）年　書房 1400（生徒 26,000 人）[16]。

次に第二期の書房統計を見ると、書房数は台湾教育令発布の年には約 300 あり、生徒数は 1 万ほどであるが、大正時代（1911）に入って、書房教科書の決定権はほぼ台湾総督府の手に委ねられ、教科書の使用に審査制が採用され、教育方針に符合しないものは外された[17]。そのため、書房の数は次第に減り、漢文教育の機能は果たせない状態に陥った。1932（昭和 7）年 11 月 18 日に書房の新規開設禁止されるときには、半数の 142 に減少している。公学校は逆に 438 から 762 校と倍近くに、そして生徒数も約二倍に増加している。しかし、新台湾教育令が 1922（大正 11）年に出される時、書房数は最も落ちこむものの、その後再び若干の増加が見られる[18]。

第三期は書房撲滅期にあたる。1939（昭和 14）年 10 月、初等教育 6 年間の義務教育制度を 1943（昭和 18）年に実施するという方針が決定されたのにともなって、その年度から書房を全廃することに

[14] 前掲呉宏明論文、頁 65-68。
[15] 前掲呉宏明論文。
[16] 前掲呉宏明論文の統計による。
[17] 原則として、自編また中国大陸からの教材の使用は禁止されていたが、ひそかに使用した場合もしばしば見られる。詳しくは呉恵芳「日治時期台湾の雑字書」、『海洋文化学刊』創刊号、台湾海洋大学人文社会科学院、2005 年、頁 108-109 参照。
[18] 前掲呉宏明論文。

なった。書房の新規開設が禁止された昭和 7 年にはまだ半数の書房が存在したが、書房廃止の方向が決定した昭和 14 年には、僅か 18 しか残っておらず、生徒数は僅か 1,000 人足らずとなった。一方、公学校の就学率は満州事変のおこった 1931（昭和 6）年の 33.76%から、国民学校令が布かれる 1941（昭和 16）年には、61.60%まで上昇した。書房は、この年には、僅か 7 箇所だけとなり、生徒も 254 人しかいない。そして、第三時期の終わりには、書房は台湾総督府の統計から抹殺されるのである[19]。

この総督府の介入と台湾新知識人の旧式書房批判による書房の質の変化について、呉文星は、(1) 公学校もしくは日本語普及の代用施設としての役割、(2) 新時代に適応する学習内容を具備、という新しい性格への変化を指摘したうえで、次のように述べている。

> もしこれら特徴を看過するならば、書房の存在の民族主義的特質を過度に強調することになる。そして、書房が「民族精神培養の根拠地であった」とか、「民族精神を伝承する重要な場であった」、あるいは、民俗文化の存続を固守したなどと断言することになる。これは明らかに史実とかけ離れたものであり、逆に、書房の存在の歴史的役割と意義を歪曲するものである[20]。

この指摘は、「書房」は伝統を固守していたため、漢文教育の主要機関として、民族文化の維持、台湾同胞の民族アイデンティティの保持に貢献した」という呉文星自身の指摘に対する大きな修正といえる。つまり、時代の変遷に伴う書房の機能変化を検討することで、「書房＝伝統的教育機関＝民族精神の根拠地」といった固定観念が揺さぶられているのである。両者の論を通じて、北村は「民族文化」なるものはブラックボックスのままではあるが、書房の社会的役割に関して再考を促すと指摘している[21]。書房の教学内容や教育機関としての運営規則などは、台湾総督府側の管理下に置かれた。

---

[19] 前掲呉宏明論文。
[20] 前掲呉文星論文。
[21] 前掲北村嘉恵論文、頁 22-23。

結局、書房は公学校化され、国語による同化の補助施設となった。公学校は国語伝習所と同様に、その授業の内容は日本精神、国民道徳の注入であり、プロレタリア階級の臣民化が主な目的とされ、近代啓蒙の要素は薄かったと陳培豊は指摘している[22]。

（二）教育勅語、漢文科の実施と廃止及び日本語教育

領台初期から 1904 年に新公学校規則が制定されるまで、義務教育の実施や内容において、教育勅語の趣旨をどう貫徹するか、儒教思想をどう扱うべきか、漢字、漢文を使うか、日本語（仮名）を使うかなど、様々な論争があり、模索のプロセスを経た。ここでは、伊沢修二の教育構想について述べてみたい。

１．儒学、漢字教育の位置付け

伊沢修二は台湾に渡る前に「日本語を輸入し、煩雑な漢文字に代ふるに片仮名を以て」という漢字使用排斥の方針をとった[23]。儒学教育について「四書、五経の暗誦に過ぎざる」教育は実用に遠ざかる事甚し」などを批判した[24]。しかし、渡台以降の伊沢は、カタカナの利用は補助的なものにとどめ、むしろ漢字、漢文を積極的に利用する方向に転じている。

転向した理由は、台湾における儒教の伝統、民族、宗教の世界にも孔孟崇拝の思想が根強く存在したことを感じたからである。また漢字は「東亞五億乃至六億の生霊の思想交通の利器」[25]東アジア社会の共有財産として尊重すべきだと主張するようになった。

教育勅語の一部分は儒教の内容と殆ど同様（同文）であることから、天皇は「新領土の人民も、我々も一緒に御恵み下さる」という「一視同仁」の趣旨を翻訳して、教育の場を通じて浸透させる方針を固めた。たとえば、上述の書房に対しても「教育勅諭述議」(1899)

---

[22] 陳培豊『日本統治と植民地漢文—台湾における漢文の境界と想像—』(三元社、2012)、頁 144。
[23] 伊沢修二「台湾教育談」、『伊沢修二選集』(信濃教育会、1895)、頁 571。
[24] 同上注、頁 570。
[25] 伊沢修二「所謂最近の国語問題に就きて」、『伊沢修二選集』(信濃教育会、1904)、頁 727。

を「厳粛なる挙式の上」頒布した[26]。また、漢文教育は、次の表で示したように実施された。

国語伝習所の漢文授業

課程	一週当り時間数	授業内容
1	6	三字経及孝経の台湾句読と書取
2	6	大学・中庸及論語の台湾句読と書取
3	8	論語及孟子の台湾句読と書取、簡易な時文及台湾尺牘の作文
4	8	孟子の台湾句読と書取、簡易な時文と台湾尺牘の作文

（出典：呉宏明の統計による）

従来、漢文の教育は国語伝習所が実施していたが、漢文の授業を教えるにあたっても、日本人教師ではなく、書房の教師を採用し、台湾語を授業用語とした。漢文授業導入の反響はきわめて良好であったことが、次の各地方庁からの報告に示されている。

台南：「国語伝習所は日常生活上適切の便利を与えず。利国益民の孔孟の道に及ばず。卒業後処世困難なり。寧ろ従来の学を修め、普通生活に資するに若かず、これ従来国語伝習所に対する本島人の意向なり。然るに漢文を加へ、本島挙人 1 名嘱託として教授を担当するや、稍杞憂も減じたるものの如し。」

台北：「漢文を加へたる以て本島人の意向に投じ、各地争つて分教場設立し、生徒を入学せしむるに至り、皆我政府の教育を重んずるを敬服せり。」

大甲分教場：「漢文を加へたる以て、土民の感情誠に喜ぶべきものあり」[27]。

漢文授業の導入に際し、都市部だけでなく、各国語伝習所管轄下

[26] 『台湾教育沿革誌』（台湾教育会、1939）、頁 976。
[27] 前掲呉宏明論文。

の地方に多数の分教場が設置された。例えば、上記の大甲分教場のほかに、新竹県内の新埔分教場（1897.12.24 設置認可）、中港分教場（1898.1.19 設置認可）などがあった。分教場の設置に伴い、各地方の台湾人に対し、都市部の文教事業の延長線に位置づけながら「受容」せしめる意図があった[28]。しかも、これらの分教場の教育内容として儒学の内容を含めようとし、「実際上ノ必要有之候ニ付漢文モ共ニ教授ノ方法ニ相成候様致シ度」と、漢文教育を導入したのである。分教場で使用された教科書は『増訂三字経』、『孝経』、四書などが挙げられる[29]。

このように、台湾総督府の教育政策として、台湾に従来からあった初等教育機関である書房の教師を雇い、漢文の授業を取り入れることによって、書房対抗上、いくらか優位にたつことになった。しかし、台湾人の「漢文教員が、日本的教育を施す上に不適任であるといふ事は、当時衆目の一致する所であった」という不満の声があった[30]。のちに漢文科から公学校の読書科へと、継承していく構想が見られる。読書科のテキストとしては、文部省編纂の『小学読本』（1898）と『増訂三字経』『孝経』『中庸』『論語』の「台湾句読」（1－4 学年用）、『増訂三字経』『孝経』『論語』の「本国句読」（5－6 学年用）を指定した。

伊沢の教育内容の構想は、駒込武がいうように、台湾の在来の教育文化の否定を意図していた渡台直前の段階とは異なり、むしろそのとりがたい存在感の価値を踏まえつつ、国体論と日本語を接合してとし、漢文と日本語による教育の均衡を図り、巧みに儒教の内容と国体論の折衷点を求めたものであった[31]。

2. 漢文科の廃止

かつて国語学校の教授を務めた橋本武は漢文の廃止及び「国語」

[28] 山本和行「台湾における植民地教育制度の形成―国家教育を媒介とする「内地」との関連に着目して―」（京都大学大学院教育研究科、博士学位論文、2011）、頁 173-175。
[29] 同上注、頁 175。
[30] 前掲呉宏明論文。
[31] 前掲駒込武著書、頁 56-57。

教育の重視を主張している。その漢文教育について、「台湾人の漢文愛好は科挙により北京の朝廷に出るという同化の主義と相容れさる所の夢」支えられてきたものであると批判している[32]。また儒学教育の修身について、今後の「忠孝の標準」は文天祥（1236－1283）や比干ではなく、楠木正成（1294－1336）のように「国粋」が産出した人物であるべきだと主張している[33]。たとえ、楠木正成を取り上げたとしても、事跡を漢文に翻訳して教えればよいという発想も持っていた[34]。つまり、事跡の説明が必要であれば「翻訳」という技を通じればよい、思想や感情などの養成は漢文を通じるのではなく、「日本的（国粋）」な内容、しかも日本語によってしか理解できないと持論を展開している。さらに日本語教育について「国語を授ける際に於いては、頭から国語の思想法を以て話をするやうな習慣を養はなければならぬ」と述べている[35]。

橋本武の「同化主義」理念に対し、駒込武は「同化主義」の理念プラス「言語教育」の手段であることから捉え、「思想及び感情の同一化――言語による思想、感情への規定性を重視する、言語相対主義の思想が「同化」の可能性を保障するための論拠」、「言語の習得という行為そのものがもつ感化的な機能を重視し、日本語教育それ自体に一種の修身教育としての役割を期待する。この対極にある発想が、一種の技術教育としての言語教育という発想である」などの見解を示している[36]。また、橋本武の主張に関する学習の効果について、平井又八は「その習得は必ずしも、「精神の日本化に繋がらず、場合によっては「人間の鸚鵡」を作るに過ぎない」と、日本語教育それ自体の感化的な機能を否定し、「ミッションの方法を模倣して、むしろ日本語の運用には熟さなくとも精神の『日本化』を目指すべ

[32] 橋本武「台湾公学校に於ける漢文科について」、『教育時論』第 616 号（1902.5）
[33] 同上注。
[34] 同上注『教育時論』第 617 号。
[35] 同上注『教育時論』第 618 号。
[36] 前掲駒込武著書、頁 64-65。

きだ」と反論している[37]。

一方、後藤新平（1857－1929）は植民地教育の方針について、公学校の第一目的は「国語（日本語）ノ普及」にあると言明したものの、漢字の廃止や風俗習慣の改正について「同化ニハ色々ノ種類ガアル」という「無方針主義」を打ち出している。日本語教育と同化政策とを、どう結び付けるのか、後藤は『日本植民政策一斑』で次のように発言している。

> 未開国と文明国との等差のある程植民国としては、植民地を持つの利益である。然るに、日本人と支那人、此間に於ては非常な大差がない。又、日本人と朝鮮人とも其通りであります。故に吾人は余程其注意を以て行かなければならぬのである。吾々母国人は植民地的文字の均一を図るに非ざれば、母国人として植民地に臨む力がない、威信が少ない。即ち語学統一に在るのであります[38]。結果としては、中華帝国から離脱のさなかに行われた台湾領有は、支配民族としての威信を保つためにも、改めて中華帝国という「地」から日本という「図」を浮き立たせる「同化」の必要としておる[39]。

台湾総督府の学務部開設当初の 1895 年 9 月に作成された「台湾教育施設の順序」は、「幼年ノ子弟ニ日本風ノ教育ヲ施ス事」と定められている。その後、徐々に日本語教育の普及こそは、「愛国心を生み出す母体」という方針に沿って、1937（昭和 12）年以降、台湾人の母語は完全に初等教育からはずされ、1940（昭和 15）年の時点で 51％の台湾人は日本語ができるという目標に達していた[40]。すなわち、太平洋戦争の開戦の時点では半分以上の台湾人が日本語能力を有していたことである。1941（昭和 16）年に「台湾教育令」は、次のように告げている。

---

[37] 平井又八「公学校に於ける漢文問題　敢て橋本君の教を乞うふ」『台湾教育会雑誌』第 6 号（1902．8）。
[38] 後藤新平『日本植民政策一斑』、（拓殖新報社、1921）、頁 10。
[39] 前掲駒込武著書、頁 74。
[40] 周婉窈「台湾人第一次的「国語」経験」『海行兮的年代―日本植民統治末期台湾史論集』（允晨文化實業、2003）。

> 由来本島ニ於ケル教育方針ハ一視同仁ノ聖旨ニ格遵シ、教育ニ関スル勅語ノ旨趣ヲ奉体シテ皇国臣民ヲ育成スルニ在リ、此ノコト固ヨリ一貫シテ渝ル所ナシ今茲ニ台湾教育令ノ改正ヲ見、小学校公学校ノ別ヲ廃シテ内台人斉シク国民学校令ニ依リ国民ノ基礎的錬成ヲ為スニ至リタルハ、聖慮宏遠誠ニ恐懼感激ニ禁ヘザル所ナリ[41]。

この命令により、台湾の初等教育は、日本内地と完全に一致した国民教育を実施するようになった。この日本語教育の急速な成果を上げた背景の一端は、漢文科の縮小と書房の廃止政策の功にあると思われる。

三、植民地朝鮮とその近代的教育政策

周知のように 1905 年、日露戦争の勝利を収めた日本は、サハリン南半部の領有権と朝鮮の支配権を獲得、1910 年には朝鮮を名実ともに植民地化した。朝鮮は 1910 年 8 月 29 日の「日韓併合」から 1945 年 8 月 15 日の終戦まで約 35 年間、帝国日本による植民地支配の下に置かれた。日本は台湾統治の試行錯誤を踏まえた上、朝鮮の統治方針を、内地の延長という政策を取らず、植民地経営、軍事戦略上の拠点としての方向性を固めた。台湾領有の際に形成された「外地」＝「植民地」支配の方式は、朝鮮統治の一種の参考策として執行するようになった。

朝鮮における教育制度の投入においては、1905 年、日韓協約により日本の介入は制度的には、すでに確立し、学部に幣原坦（1870－1953）が参与官として参画した。1906 年、「統監府」設置に際しては、学校制度も改編された。それまでの「小学校」を改称して「普通学校」とした。「小学校」という名称には、大･中･小という上級機関への連続の意味が一応込められているが、「普通学校」という名称は朝鮮人の教育は、六年間の初等教育に止まりという意味が込めら

[41] 台湾総督･長谷川清「論告第一号」昭和 16 年 3 月 29 日（台湾総督府『府報』第 4150 号）。

れている。初等教育であるにもかかわらず、その教科には外国語である「日本語」が加えられ、地理、歴史においては「隣邦」が強調された。この「隣邦」とは、「地理、歴史」という教科を置かず、「国語読本」「日本語読本」の中で教授することとなっているように、日本を意味するものであり、教育を通じての日本への隷属の意識化が図られている。1906 年から 1910 年の間に設立された普通学校数は官立 1、公立 59、私立 41 の計 101 校であり、官公立学校に 1 万 2,732 人が、私立学校に 4,214 人が在籍したとされる一方で、学部設立に認可済みの私立各種学校は 2,100 余校、8 万余の生徒を有していた。また、一般民衆の伝統的教育機関である「書堂」は、1 万 6,540 カ所、14 万 1,604 人を有していた。

「日韓併合」の直後に帝国日本は緊急勅令を制定、1911 年に「朝鮮ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律」を帝国議会で可決した。これは、台湾で使用した「六三法」と同様に、総督に法律命令（「制令」と称された）制定権を与えるものであった。異なる点は、台湾では、1921 年に、原敬（1856－1921）首相のもとで「法三号」が制定され、内地法の延長施行を原則とする体制が形成されたのに対して、朝鮮では、1945 年まで制令中心主義が貫かれたことである。山本有造はこの二つの植民地に、当初から内地法の延長が原則とされたサハリンを加えて、「概していえば、樺太、台湾－朝鮮の序列で『外地性』が強まる関係に排列された」と総括している[42]。

（一） 伝統的教育機関＝「書堂」の役割とその変遷

朝鮮では 1910 年 5 月の段階で、日本主導の教育機関の在籍者が 1 万 2 千名余りであった反面、学部設立の認可済みの私立学校には 8 万名が在籍し、伝統的教育機関である「書堂」も引続き存続していた。書堂の学生数は日本植民地下において、1911 年の 14 万人から 1916 年の 26 万人という増加を見せている。このため、朝鮮総督府

[42] 山本有造「日本における植民地統治思想の展開―（1）「六三問題」・「日韓併合」・「文化政治」・「皇民化政策」―」、『アジア経済』第 32 巻 1 号、1991.1、頁 41。

の初期の教育施策は、それらの民族的教育機関の取締りが主であった。このように朝鮮の民衆にとって近代学校は、近代学校としての国家支配と、植民地の異文化支配を示すものとして、二重に外的なものとして登場した。

1910 年 8 月 29 日「日韓併合」により、統監寺内正毅は「諭告」で植民地人の養成としての「教育」方針に言及している。

> 顧フ二人文ノ発達ハ後進ノ教育ニ俟タサルヘカラス而シテ教育ノ要ハ智ヲ進メ徳ヲ磨キ以テ修身斉家ニ資スルニ在リ然ルニ諸生動モスレハ労ヲ厭ヒ逸ニ就キ徒ニ空理ヲ談シテ放漫ニ流レ終ニ無為徒食ノ遊民タル者往々ニシテ之レ有リ自今宜シク其ノ弊ヲ矯メ華ヲ去リ実ニ就キ懶惰ノ陋習ヲ一洗シテ勤倹ノ美風ヲ涵養スルコトニ努ムヘシ[43]。

以後、「智ヲ進メ徳ヲ磨キ以テ修身斉家ニ資スルニ在リ」という教育の目的を通じての民衆支配、植民地教育を扶植しようというものである。

朝鮮においては、従来、保守的な伝統の儒学思想を学習させる「書堂」の管理について、1918 年の「書堂規則」が次のように出された。

> 書堂ノ教授ハ従来概シテ唯漢文ノ素読ニ止レリト雖土地ノ状況並書堂ノ実情ニ依リ漸次勧奨シテ国語及算術ヲ教授セシムルヲ要ス。若夫レ名ヲ書堂ニ藉リテ私立学校規則ノ適用ヲ免カレムトスルモノ、如キハ特ニ留意シテ取締ノ実効ヲ挙ケムコトヲ期スヘシ。書堂教師中往々ニシテ偏見固陋時勢ヲ解セサル者アリ。是等ニ付テハ平素其ノ思想ノ啓発ニ努ムルト共ニ其ノ言動ニ注意シ相当取締ヲ怠ラサラムコトヲ要ス。尚公立普通学校長ヲシテ随時書堂ノ視察ヲ行ハシメ又時々書堂教師ヲ集メ講習其ノ他ノ方法ニ依リ必要ナル事項ヲ訓諭スル等指導誘掖ニ力ヲ致ササルヘカラス[44]。

---

[43] 『朝鮮総督府施政年報』附録「日韓併合及本府官制改革ニ関スル詔書並総督ノ訓示及諭告等の集録。

[44] 前掲稲葉継雄著書、頁 26。

まず、公立普通学校長に随時に書堂を視察せしめ、「偏見固陋」の思想を持つ書堂教師の啓発とその言動の教育、講習の実施が必要としている。それらの書堂を普通学校の実質的な準備教育機関とし、「忠良ナル国民」育成のための学校体系に組み込んだ。のちに私立学校数は減らされるが書堂の数は増える傾向が見られる。その学生数は、1911 年に 16,540 人であったが、1915 年には 23,441 人、1918 年には 24,294 人と、「私立学校規則」「改正私立学校規則」による私立学校数の減少に反比例して増加しつつあった。「書堂規則」は、このような状況に対応して、民族教育機関と化した書堂を抑圧し、できる限りこれを「改良書堂」とするために制定されたのである[45]。しかし、「日韓併合」後は、前近代的教育機関たる書堂を廃止しようとする動きもあったが、総督府がブレーキをかけた。その書堂を維持する目的について、今日の韓国教育史学界には、「この総督府の方針は、韓国人をして伝統的で保守的な儒学思想を学習させて、慕華的で封建的な意識をその儘堅持させようとしたのにその意図があったといえる。又このような総督府の態度は韓国人の愚民化政策の一環であったと見える」と指摘している[46]。

（二）朝鮮における儒学と修身教育

従来、朝鮮の儒学の最高教育機関であった成均館は, 1908 年 11 月、新たに制定された「成均館学制」によって修身・経学・国語・日語・歴史地理・数学・理科・図画・法制経済・体操を教科内容とすることになった。経学以外はすべてそれまでになかった教科で、これによって、統監府が推進していた「模範教育」の枠に取り込まれたのである。日韓併合後、総督府における「朝鮮教育令」の検討過程では、成均館は朝鮮の最高学府として存置し、日本語教育を一層充実させる予定であった。日本教育界の一部には、「成均館を程度の大学校と為さんとするもの」という受け取り方もあったのである。しか

[45] 黒田甲子郎編「逸話零聞」、『元帥寺内伯爵伝伝記·寺内正毅』(大空社、1988)、頁 65。
[46] 朱秀雄「韓国における日本語教育に関する研究（3)『京畿大学校論文集』第 20 輯、1987、頁 129。

し、1911 年 9 月、教育機関としての成均館は廃止され、新たに経学院が開設された。「経学院規定」によれば、「経学院ハ朝鮮総督ノ監督ニ属シ経学ノ講究ヲ為シ風教徳化ヲ裨補スルコトヲ目的ト」した。換言すれば経学院は、成均館とは次元を異にする社会教化のための機関であった。『元帥寺内伯爵伝』には、「殊に朝鮮人は経義を尊重する民族であるので伯は孔孟の学を研鑽したるものに対しては特に之を尊敬し。斯文を借りて以て日鮮人融和の一助とせられてゐたらしい」とある[47]。朝鮮総督府の「国民学校規程」では「国民科」について下記のように示している。

> 国民科ハ我ガ国ノ道徳、言語、歴史、国土国勢ニ付キ習得セシメ特ニ国体ノ精華ヲ明ニシテ国民精神ヲ涵養シ皇国ノ使命ヲ自覚セシムルヲ忠君愛国ノ志気ヲ持テ要旨トス[48]。

つまり、朝鮮総督府は朝鮮人に国体の本義や国民精神の涵養を体得させることによって、皇国使命の自覚及び忠君愛国の志気を持たせることが最大の教育目標としている。さらに、統監府治下の朝鮮の「修身教育」は、すでに日本人学部官僚によって、日本に隷属する保護国国民朝鮮人民の思考で行われた。弓削幸太郎によれば次の通りである。

> 忠君愛国の精神の如きは国民として必ず之を教へざるべからざる所なるも当時の韓国の国状は早晩変革を要することは具眼の士の予知したる所で此際に当り特に之等の徳目に力を注がんか青年の将来に於て却て不幸なる結果を来たす虞れあり、当時の力を用ひたる徳目中には勤勉、着実、縄律、信用等の徳目を挙げたるに止まつたやうである。此辺に関する学部在職の日本人官吏と大勢を達観して善処したる韓国有司の甚大なる苦心は吾人の今日に於て想像するに余りあることと思ふのである[49]。

その修身教育の目的は「忠君愛国と云ふ如き徳目を挙げ、正面よ

---

47 前掲稲葉継雄著書、頁 20。
48 朝鮮総督府「国民学校規程」「第一章　第一節　第三条」。
49 弓削幸太郎『朝鮮の教育』(自由討究社、1923)、頁 82。

り之を教ふるが如きことをなさざるを普通とし」、間接的かつ漸進的に「忠良ナル国民」化が図られたのである[50]。「修身教育」の在り方を 1919 年 6 月、退任間際の関屋学務局長は、「時勢及民度」の論理に沿って次のように総括している。

教育勅語を以て朝鮮人を教育するには、内地人と同一の程度、同一の方法に於てし難しいことは云ふまでもないことで、次にも述べる如く、朝鮮目下の時勢と民度とに応じて宜しきを制せねばならぬのである。即ち勅語の徳目中において孝、友、和、博愛、修学習業、智能啓発、徳器成就などを教育する内容であった[51]。

一方、「時勢及民度」に適合した教育は、前時代からの連続性が非常に強い。日本人として初めて韓国の教育行政に本格的に関与した幣原坦が、すでに 1905 年 2 月以来、簡易・実用・速成の三原則に基づいて学制改革を進めており、総督府もこれを引き継いだ[52]。要するに、「忠良ナル国民」と「時勢及民度」は本来相矛盾する概念であるが、総督府の論理では両者は補完関係にあり、「忠良ナル国民」をより効率的に育成するために「時勢及民度」が適宜利用されたのである。

また、林琪禎は「統合」の視角から日本内地、台湾、朝鮮の国民学校期の「国民科」の教育カリキュラムとその内容を比較分析し、日本内地、台湾よりも朝鮮の方が強いイデオロギー的な「国家」、「国体」、「忠君愛国」、「皇国臣民」などをより強調する傾向が見られるとしている[53]。

（三）「教育勅語」「皇国臣民ノ誓詞」をめぐる教育政策

上記 1911 年 8 月 24 日に公布した「朝鮮教育令」の第 2 条の規定によって、朝鮮の民衆を「忠良ナル国民ヲ育成スル」という目標に

---

[50] 前掲稲葉継雄著書、頁 27-28。
[51] 『朝鮮教育研究会雑誌』第 45 号、1919 年 6 月、頁 4。
[52] 稲葉継雄「朝鮮総督府初期の教育政策―統監府時代との連続と不連続―」、『朝鮮植民地教育政策史の再検討』、九州大学韓国研究センター叢書 1、2010、頁 11。
[53] 林琪禎「帝国日本の教育総戦力―初等教育「国民学校」制度の研究―」（一橋大学大学院言語社会研究科博士論文、2013）、頁 266。

向けていた教育政策が開始された。しかし、約二十年間に亘って、日本語による「教育勅語」の教育を進めてきたが、朝鮮人の抵抗が続き、「順良ナル国民」の教育効果はあまり果たせなかった。そのため、1930 年 10 月には「教育勅語煥発四十周年記念式」の名の下、教育勅語の朝鮮訳、漢訳が書堂、私立学校に配布された。

1930 年代以降、植民地社会への統制が急速に進められる中、帝国日本は「一視同仁」の美名を唱えながら同化、皇民化の政策が一層強められた。特に日本の国家に対するアイデンティティについて、朝鮮の被植民者に対し、「皇国臣民ノ誓詞」の唱和が厳格に要求された。その「誓い」の内容は次の通りである。

皇国臣民ノ誓詞（其ノ一、児童用）

一、私共ハ、大日本帝国ノ臣民デアリマス。

一、私共ハ、心ヲ合ワセテ天皇陛下ニ忠義ヲ尽シマス。

一、私共ハ、忍苦鍛錬シテ立派ナ強イ国民トナリマス。

皇国臣民ノ誓詞（其ノ二、大人用）

一、我等ハ皇国臣民ナリ、忠誠ヲ以テ君国ニ報ゼン

一、我等皇国臣民ハ、互ニ信愛協力シ、以テ団結ヲ固クセン

一、我等皇国臣民ハ、忍苦鍛錬力ヲ養ヒ、以テ皇道ヲ宣揚セン[54]。

日本は、独立した国家の朝鮮の人民に対し、そのアイデンティティを解体し混乱させるため、朝鮮の国民ではなく、日本の国民たるべき誓いを毎日唱和させたのである[55]。すなわち帝国日本に献身する朝鮮人に対する教育の総戦力は「忠誠ヲ以テ君国ニ報ゼン」にあり、あくまでも戦争に備えた皇民化教育の一環であった[56]。

---

[54] この「皇国臣民の誓い」は、皇国臣民としての自覚を促すべく朝鮮総督府学務局嘱託の李覚鐘が考案し、当時の朝鮮総督・南次郎が決裁したものを以て、1937 年（昭和 12 年）10 月 2 日に朝鮮で発布された文章である。

[55] マーク・ピーティー著・浅野豊美訳『植民地―帝国 50 年の興亡―』（読売新聞社、1996）、頁 248。

[56] 「朝鮮教育令」の改定による「皇国臣民の誓い」斉唱及び「日本語常用・朝鮮語の禁止」が義務づけられる（1937 年）など、皇国臣民化政策が本格化する中で、朝鮮総督の掛け声のもと、警察署長、郡長、教員らが先頭に立って、多くの朝鮮人を戦地に送り出した。

（四）朝鮮における日本語教育

朝鮮、韓国における日本語教育の歴史を振り返ってみると、第一期の外国語として教育された時期（1905 年前）、第二期の官公立学校で必修科目とされ、「国語」である朝鮮語と同等の時間数を割り当てられ「日語」として教育された保護国時代（1906－1910）、第三期の「国語」として教えられた植民地時代（1910－1945）、第四期の、再び外国語として教育された現代（1961 年以降）の四期に区分される[57]。

1910（明治 43）年 8 月 29 日に朝鮮総督府が設置され、1911（明治 44）年 8 月 23 日「第一次朝鮮教育令」によって、日本語を国語とした。以後朝鮮総督府は、普通学校施行規則の「国語ハ国民精神ノ宿ル所」（第七条）に基づいて、日本語教育を重視し、上述の「同化」の理念を達成する手段として、学校教育のみならず、社会教育の面にも国語講習会の開催や朝鮮語新聞の発行禁止の措置をとるほどであった。「国語」として教えられた植民地時代（1910－1945）の同化教育はさらに推進され、学校での朝鮮語の時間は減少し、かわりに、日本語の時間を増加させた。小学校未就学の青年には「朝鮮特別青年錬成所」への一年の入所を義務とし、600 時間の教育をおこなった。このうち、日本語教育が 400 時間を占めた。とりわけ、第三期の植民地時代には、帝国日本は朝鮮人を同化するため、日本語を「国語」として強制した結果、1942 年の時点で日本語を話せる朝鮮人は全人口の四割、965 万人に達した。同時に行われた朝鮮語軽視及び排除に対して、民族性の抹殺として反発が続き、それが、今日なおも、反日感情の原因の一つとして根強く残っている[58]。

また、駒込武によれば、朝鮮語は思想及び感情の同一化としての「同化」という理念に反するものとして、厳しく排除された。しかし仮に朝鮮語を抑圧するネガティブな機能は果たし得ても、新たに

[57] 久保田優子『植民地朝鮮の日本語教育―日本語による「同化」教育の成立過程―』（九州出版会、2006）、頁 2-3。
[58] 前掲久保田優子論文。

文化統合を創出するポジティブな原理として機能は、極めて不十分であると指摘している。教育勅語と日本語教育の教育理念の空洞化を、実質的に完補する役割を果たせるものは、「近代化としての文明化の理念」であると主張している[59]。

四、「満州国」における「国民訓」の皇民化教育

帝国日本の「満州」侵略は、1895 年の日清戦争による「遼東半島返還」をめぐるロシア・ドイツ・フランスの「三国干渉」から始まり、植民地としての支配は 1932 年に「満州国」の成立から終戦まで日本は、旧「関東州」域と旧「満州国」域とを占領した。「満州国」は近代日本にとって最大の植民地であった。面積は今の日本の約 3.4 倍（在住日本人約 155 万）、過去の植民地台湾の約 36.2 倍（在住日本人約 35 万）、植民地朝鮮の約 5.6 倍（在住日本人約 70 万）を誇っていた。そして 1937 年からの中国本土全面武力侵略、1941 年対米英宣戦布告、東南アジア、南太平洋地域への侵攻というように、半世紀にわたって息つぐ間もなく続けられた。

（一）「満州国」占領の時期区分

「満州国」への占領は、次の四時期に分かれる。

1. 日露戦争後の軍政期（1905）

1905 年 10 月に早くも朝鮮国境に近い安東軍政署は、植民教育施設の「日清学堂」に日本人子弟のために「尋常高等小学科」を付設している。朝鮮はまだ「併合」の前であったが、日本人が朝鮮を経て「満州」に上陸したのが極めて早かったことが伺える[60]。

2. 日露講和条約（1905.9）が調印されから傀儡国家「満州国」の建国まで（1905－1932）この時期には「関東州」に軍政機関として関東都督府がおかれた。

3. 「満州国」建国から対米・英開戦まで（1932－1941）

---

[59] 前掲駒込武著書、頁 102-103。

[60] 前掲野春章『満洲、満洲国」教育研究序説』遺稿集（エムティ出版、1995）、頁 22。

この時期の「満州」では、張学良政権の排日・抗日運動が激しくなり、現地の緊張はピークに達していた。

4. 対米・英開戦から終戦まで（1941－1945）

（二）「満州国」における儒教、仏教教育の方略

1. 儒教の教育政策

1931 年に中国東北地方を占拠した日本帝国は、「満州国」現地の風俗習慣を利用して「王道［孟子・梁恵王上］楽土」「仁義を重んじ、礼譲［論語・里仁］を尊ぶ」という言葉を錦の御旗として儒教と仏教の教育政策に着目した。その主な目的は犯罪的支配（侵略行為の隠蔽）の強化と社会安定をはかることだった[61]。儒教思想が中国歴代封建王朝の重要な精神であったため、儒教思想を取り入れると、現地人民の民族意識を削減すると同時に、儒教を日本的に解釈、活用することによって、異民族の支配（治国安民）に活用できるものと考えられる。

「満州国」は建国後まもなく、儒家思想に対する崇敬を強化することを打ち出した。文教部部長の許汝紛は次のような指示を出している。

> 我が国は王道を尊崇し仁義を基とする。もとより今後は執政［溥儀］の宣言の意を謹んで体現し、道徳仁愛を宗として種族的偏見・国際的争点を捨て、王道を以て平和をもたらすを旨として、内には我が国の民族精神を樹立し、外には世界人民と誼を通じて協和する。これは当文教部の教育方針である[62]。

また、『文教月刊』（第三号、大同 2 年（1933 年）8 月発行）によれば、

> 国家の大事は祭祀と戦争である。近年、祭祀は廃され、孔子廟の庭は歩行に難儀するほど草が茂った。去年、秋例祭［陰暦二月仲春・八月仲秋の丁日］を当文教部は各地方官庁に通知して、全国的に挙行した。今後は春秋の例祭を中央・地方とも厳粛に

[61] 前掲野春章著書、頁 200。
[62] 『文教月刊』第三号、大同 2 年（1933 年）8 月。

国家の行事として行なうことにする。

このように、帝国日本は「満州国」を通じて、王道を以て平和そのものを訴え、「共存共栄」の理想策を図ったのである。「満州国」は東北人民の覚醒をひたすら恐れ、儒教思想で革命思想を抑制することに全力をあげていた。『満州国文教年鑑』には次のように述べられている。

> わが満州国は王道を以て立国した。現在建国より日なお浅く、王道の真相を、民衆の多くは未だ理解していない。ゆえに王道を宣伝し、以て建国の本旨を貫徹することは、いささかもゆるがせにしてはならない。中華民国成立後、革命思想という邪説がはびこり、関外にも広がり、儒教が軽視され、良風は破壊され、犯罪は起こり、倫理は乱されているという状況はよく耳にすることである。わが満州国がすでに王道を以て立国したからには、儒教を重視すべきである。かならず礼譲をわきまえてこそ、満州国の国民たり得るのである[63]。

この言葉は、「満州国」が礼教・王道を宣伝する真の目的が愚民化にあり、東北人民が革命的・民主的な思想の影響を受けることを抑制しようするものである。1932 年 4 月、満州国は「各学校の授業は、暫らくの間、四書、『孝経』を使用し、礼教を尊ぶべきである」とあからさまに宣言した[64]。1933 年に編纂された『国定教科書』は、日本と「満州国」が行なった奴隷化教育を集中的に反映したものである。例えば『満州国語課本』第八冊第一課には次のように記述がある。

> 我が満州国建国の主旨は天に従い民を安んずる「順天安民」ことであって、それを実現させてこそ、王道主義を実行できるのである。王道主義とはもともと仁義礼譲を以て根本とする治世の道である。

---

[63] 『満州国文教年鑑』(1933 年版)、頁 306-307。

[64] 劉兆偉「儒教、仏教に対する偽満州国の方略について」、王智新編『日本の植民地教育—中国からの視点—』(社会評論社、2000)、頁 205。

すなわち、儒教の教育を通じ、「順天安民」を図ろうという政策を営んだ。

2. 仏教布教への援助

「満州国」は大々的に儒教思想を提唱すると同時に、仏教をも大いに提唱し、意図的に政治の飾り物とした。衆生救済の姿勢をとりつつ。極力「共存共栄」「王道楽土」の欺瞞的スローガンと融合させようとした。ゆえに「満州国」は一貫して仏教の役割を重視した。『満州国文教年鑑・宗教総説』(1933)は関連して次のように述べている。

> 世の中に人心をつなぐのに役立つものが三つある。宗教、道徳、法律である。宗教は法律の範囲の外、及び法律の不足するところを補うのである[65]。

そこで日本の傀儡政権は大々的に寺を建て仏教を鼓吹した。劉兆偉によれば、満州国末期には寺 2,000 余り、僧侶 4,200 人余り、信者 560 万を越えた。日本の傀儡政権は積極的に日本の仏教団体を移住させ、これらの団体は完全に仏教を親日の宣伝教化の手段とした。宗教の力にたより、満洲の民衆を宗教的に浄化し、国家の政策を実行する上で有利に働くようにしたのである。慈悲を旨とし、会員の寄付を貧民救済の事業に用いて、王道政治の徳を助けるというものであった[66]。

（三）「満州国」における日本語教育と「皇民化」教育

満州国教育史とは、1932 年の満州国建国から 1945 年の日本敗戦による満州国崩壊に至る十三年半に、中国東北地域（現中国東北部・内蒙古自治区東部・河北省東部）で日本国と日本人が行った教育政策の歴史である。この間、数十人の日本人教育行政官と、1,000 人以上の日本人教師（初等・中等・高等教育）が「満州国」教育の実質的な担い手として中国東北部に赴き、同地の漢族・朝鮮族・蒙古族他に対して、「満州国」統治を合理化するイデオロギーの形成、日本語の

[65] 前掲劉兆偉論文、頁 207。
[66] 前掲劉兆偉論文、頁 209。

「満州国語」としての教授を行った[67]。

「大東亜共栄圏」構想との関連で「満州」の皇民化教育の動きが見られる。1934 年に日本帝国は「康徳」の元号を用い「満州帝国」（満州国）を成立させた。1942 年 12 月 8 日、日本の対米英開戦一周年を期して、「満洲国」政府は国務総理大臣張景恵（1871－1959）の名で国務院布告第一七号として『国民訓』五ケ条を制定した。「満洲国」は別個の政府形態であったため、『国民訓』は日本の公文書に直接記録されておらず、あまり知られていない。その内容は次の通りである。

一、国民ハ建国ノ淵源惟神ノ道ニ発スル念ヒ崇敬ヲ天照大神ニ致シ忠誠ヲ皇帝陛下ニ尽スベシ。
一、国民ハ忠孝仁義ヲ本トシ民族協和シ道義国家ノ完成ニ努ユベシ。
一、国民ハ勤労ヲ尚ビ公益ヲ広メ隣保相親ミ職務ニ精励シ国連ノ隆昌ニ貢献スベシ。
一、国民ハ剛毅自ラ立チ節義ヲ尊ビ廉恥ヲ重ンジ礼譲ヲ旨トシ国風ノ顕揚ヲ図ルベシ。
一、国民ハ総力ヲ挙ゲテ建国ノ理想ヲ実現シ大東亜共栄ノ達成ニ邁進スベシ[68]。

この『国民訓』を制定した目的は、「満洲国」の国民に日本天皇家の神である天照大神を祖神として崇めることを強制し、「大東亜共栄圏」の建設に全力を捧げることを要求すると同時に児童・生徒にその内容を暗唱させ、一般の国民に義理、道徳の高揚を結びつけたものと伺える。

溥儀（1906－1967）は皇帝即位後、二回ほど日本へ訪問している。1935 年第一回訪日後、「訪日回鑾訓民詔書」が下付され、満州国の各学校には天皇の「御影」と「即位詔書」を飾ることとされた。また、1940 年第二回訪日の際、伊勢神宮に参拝して、5 月 15 日に「日

[67] 大森直樹「日本における「満州国」教育史像の検証―「美談」から「他者」の視点へ―」、『植民地教育年報』第一号、1998、頁 40。
[68] 前掲野春章著書、頁 79。

満一神一崇」を表明し、満州国建国以来の事業はすべて天照大神の加護と、天皇の援助によらないものはないとし、天照大神の神体を持ち帰り、また「建国神廟」創建の詔書（国本奠定詔書）を下付した。神廟創建は直ちに実行され、新京（現在の長春）の帝宮内東隅の高地を神域と定めて、7月15日に鎮座祭が行われた。さらにこれらの神聖な文書を校長､教員は生命をかけて守らねばならなかった。規則によってこれらの肖像写具と詔書写しは「奉安殿」とよぶ小屋に保管せねばならず、火災や戦争に際しては校長、教員、学生は一身を犠牲にしてこれらを守らなければならなかったのである[69]。

また、満州における皇民化教育は日本語教育を通じてだけではない。1937年発行の高級小学校用『修身教科書』下冊（内容は中国語）には､「第二六課　日本教育勅語」がある[70]。その内容は、皇帝溥儀が訪日から帰国して発布した「回鑾訓民詔書」の一節「復た意を加えて観察するに、其の政の本の立つ所は忠孝に在り、民心の君を尊び上に親しむこと天の如く地の如く、忠勇を以って奉公し、誠意を以って国のためさざるはなし。故に能く内を安じ外を攘い、信を講じ隣を恤ふ、以て万世一系の皇統を維持せるを知る」という日本讃美の部分を紹介したものである｡そして､日本が天皇を中心として、このように立派な国になったのは教育のおかげであり、その基本は明治天皇の発した「教育勅語」にある、と説明した上で、漢文によってその全文を学ばせ､｢我々もまたこの正しい道を熟読深思して身につけなければならない」と結んでいる。これはまさしく皇国史観の押しつけであり、露骨な皇民化教育というほかない[71]。

（四）満州国における「中国化」を消す現象：オーラルヒストリーの一例

2014年4月3日に筆者は中国の長春で満州国時代に日本の国語教育、皇民化教育を経験された中国人朱寰氏（1926－、元吉林大学、

[69] 前掲野春章著書、頁83。
[70] この期の教科書は殆どが日本人編審官によって書かれたもので、これを中国人編審官が中国文に直したものである。
[71] 前掲野春章著書、頁72。

東北師範大学教授）へインタビューする機会に恵まれた[72]。朱氏は遼寧省瓦房店市の村に生まれた。1931 年、6 歳の時に「918 事件」が勃発し、日本軍は瀋陽の北大営への攻撃を始めた。当時、中国の東北軍隊は蒋介石から日本軍に「抵抗せず、援助せず」の命令を受けたため､張学良は数十万の東北軍隊を率いて南へ撤退したという。それが帝国日本は 1932 年 3 月から、十四年間に亘り「偽満州国」が存立できた主な理由だと朱氏は語っている。彼はこの十四年間の被植民地時代を「人間地獄」と称している。もともと朱氏の祖父は、農村の私塾で四書五経、春秋左伝、論語孟子などを教える教師であったため、多数の中国の古典書籍を収蔵していた。ところが地元復県復州湾の警察署から武装した二名の警察官がある日突然家に現れ、収蔵図書の捜査を受け、「中華民国」の文字が入ったすべての図書、雑誌その他の出版物を焼却処分しろと命令された。焼却処分しなければ、「反満抵日」の罪で逮捕するまで脅されたのである。

1944 年初、朱氏は「偽軍校」（日本軍校）に入学した。当時、中国人の学生が最も好きな軍歌は岳飛の「満江紅」で、声に出した「靖康恥、猶未雪」だったものの、心底では「甲午恥、猶未雪」という日清戦争の敗戦の恥が常に刻まれたという。十四年間に亘る被植民時代を経験された朱氏に「一番心に残る出来事はありますか」と聞くと､「『偽満州国』は日本のファシズムのやり方で統治されたので、自由はない。日本軍の統治に愚痴をこぼしたり、不満を表したり、絶対の服従をしないと、鎮圧されてしまうのが一番辛かった」とお答えになられた。

五、海外神社の建設と「国家神道」思想の浸透

明治時代に入り天皇は神の子孫としてさらに強調され、天皇の親政によってその神格化とともに、祭政一致の立場から神社制度を設けて神社を政府の管理下に置いた。神道によって国民を教化しよう

[72] インタビューは朱寰先生のご協力はもちろんのこと、東北師範大学の韓東育教授、李小白教授のご手配のもと行われた。

とする「大教宣布の詔」(1870(明治 3)年)をはじめ、戊辰戦争(1868－1869)後、明治政府側の戦死者を祀る招魂社は 1879(明治 12)年に靖国神社と改められた。以降、天皇誕生の祝日である天長節、神武天皇の即位の祝日である紀元節を、それぞれ国の祝祭日を定め、神道国教化を確立させるための一連の政策をとった。

1896(明治 29)年、台湾総督府は台湾統治の正当化を為すため、大和民族の血統を流す鄭成功(1624－1662)を祀った開山王廟(開山聖王廟)を台湾初の神社として「開山神社」に改称した[73]。さらに当時、台湾の公学校では「鄭成功の歌」を 4、5、6 学年の小学生に歌わせた[74]。これは日台「同祖論」を意識したものと思われる。

一方、開拓の意識として台湾の神社の殆どは、台湾民衆の抗日勢力を平定した北白川宮能久親王(1847－1895)を神格化し、主祀の神祇として祀っている。

植民地初期(1895－1911)に台北州に台湾神社、宜蘭神社、台北稲荷神社、基隆金刀比羅神社(1915 年に基隆神社に改名)が造られたほか、台南州に前述した開山神社、高雄州に高雄神社、台東庁に台東神社、花蓮港庁の吉野神社など、計八社が造られた。植民地中期(1912－1925)に入ってから台湾総督府は台湾の民間信仰の宗教活動を支持する一方で、台中、嘉義、新竹、阿里山など十二箇所の神社を増やした。さらに植民地末期には「大東亜文化圏」を実現するため、皇民化運動がさらに進められ、神社は思想強化の場として利用されるようになった[75]。一般の台湾民衆に如何なる思想信仰を教養、強化していく点は、1934(昭和 9)年 9 月 3 月「台湾社会教化要綱」にて発表された。その第四条には「神社崇敬ノ本義ヲ体得セシムルコト」が定められている。神社を教化の中心地とする「一町村一社」計画が実施される。1936 年に伝統的な寺院が禁止され、

[73] 台湾の主要な都市には明治・大正時代に神社が創建されたが、神社の殆どは 1930 年代に創建されたものである。最終的に公式な神社は 66 社となり、他に非公認の神社が 200 社以上あった。
[74] 台湾総督府編『公学校唱歌 第四、五、六学年用』、1935 年。
[75] 黄嘉琪『台湾「帝国臣民」の移動と定住の生活史分析』神戸大学大学院文化研究科博士論文、2009、頁 98。

日本式仏教説教所に改造された。つまり、神社を日本文化ナショナリズムの表徴とする言説が、台湾総督府による社会教化の要綱として計画的に登場した。

さらに 1937（昭和 12）年 7 月に日華事件（蘆溝橋事変）以降、台湾では在来信仰を排撃する「正庁改善運動」が激化され、従来「来台祖」（大陸から初めて渡来した祖先）に代えて、「皇民始祖」を中心とする先祖の再編を図り、廟の祭典を神職により神式で執行させる敬神思想の普及を促進するにつれて、神社への参拝や祈願が強制された。翌 1938 年から「寺廟整理」という在来寺廟の取り潰し「開拓」する運動も本格化するようになった。また同年 8 月 4 日に「台湾総督府国民精神研究所」が設置され、地方官庁の職員らを対象に総督府が「皇民的信仰の特質と諸宗教の信仰」、「皇民化を目標とする正庁改善」、「旧慣宗教に基づく迷信陋習の反省」などの講習華会を開催し、「正庁改善」や「寺廟整理」が、台湾における皇民化運動の一環として激化して行った[76]。当時、神社への参拝を強制され植民地時代に生まれた台湾出身者は、台湾神社に対するイデオロギーの記憶が残されるほどである[77]。

朝鮮における神社の歴史を見ると、1919 年に官幣大社朝鮮神社が創建が内閣告示として出され、1925 年に官幣大社朝鮮神宮に改称した。朝鮮神宮以外に、京城神社、大邱神社龍頭山神社などが既存していたが[78]、日本内地のような社格制度は導入されなかった。なお官幣社の中で最上位の社格が官幣大社である。1936（昭和 11）年 12 月に総督府から「神明神祠祭神ニ関スル件」という神祇行政の再編により、従来、皇祖神を祀る神明神祠は祭神名が「天照皇大神」や「天照大神」であったが、列格した国幣社が朝鮮神宮に合わせて「天照大神」とした。すなわち、それ以降官国幣社以外の神社、神祠も「天照大神」に訂正、統一することになった[79]。蘆溝橋事変の後 1937

[76] 前掲菅浩二著書、頁 319。
[77] 前掲黄嘉琪論文、頁 101-105 を参照されたい。
[78] 朝鮮には当時すでに 41 社の神社と 103 の神祠（小型の神社）があった。
[79] 前掲菅浩二著書、頁 185。

（昭和 12）年 9 月に「国民精神総動員」が開始され、朝鮮半島における神宮大麻頒布数も 179,431 から 578,078（1938（昭和 13 年）と、約三倍へと激増した[80]。翌 1938 年 7 月 7 日に「「国民精神総動員朝鮮連盟」が組織されたことによって、同連盟の中央から各地域の職場に至る単位組織ごとの行事の中に、神社参拝が組み込まれるようになった[81]。そして 1939（昭和 14）年以降、「皇国臣民の誓詞」が本格的に投入され、「皇民化」運動が活発することによって、朝鮮における「神祠」の創立数が爆発的に増加していくのである。

朝鮮総督府の神社政策の展開過程について、山口公一は神社政策を植民地支配政策全般の中に位置づけるとともに、朝鮮社会の動向や朝鮮民衆の対応との相互関係など、総体的に考察している[82]。また近年、青野正明は植民地朝鮮の神職や神社政策についての考察が蓄積されている[83]。金承台は朝鮮で神社参拝の強要の動機について多角的な視野から論証している[84]。

最近、樋浦郷子は神社と学校との関連性を問題意識しながら、朝鮮の神社参拝強要を取り巻く動機や様態の多様さを具体的な実例と統計数字によって考察している[85]。さらに、朝鮮神宮による修身教科書配布と御礼参拝（1926－1930）や「大祓式（Ouharaeshiki)」という祭祀による児童生徒が参拝させられる過程を分析している[86]。とりわけ、朝鮮神宮への参拝について、1936 年代から「戦時体制」によって、「団体参拝」よりも個人参拝者の割合の上昇が激しい現象

[80] 前掲菅浩二著書、頁 186。
[81] 前掲菅浩二著書、頁 187。
[82] 山口公一『植民地期朝鮮における神社政策と朝鮮社会』（一橋大学大学院社会学研究科、博士論文、2006)。
[83] 青野正明「植民地朝鮮における農村振興運動期の「敬神崇祖」―朝鮮総督府の神社政策に関連して」(『桃山学院大学総合研究所紀要』第 33 巻第 3 号、2008 年 3 月。同氏「植民地神社・神社政策の研究動向」(『朝鮮史研究会会報』第 170 号、2008 年 3 月。同氏「植民地期朝鮮の神職に関する基礎的研究―戦時体制下の神職任用を中心に」、松田利彦・やまだあつし編『日本の朝鮮・台湾支配と植民地官僚』（思文閣出版、2009）所収。
[84] 金承台「日帝下の朝鮮の神社に関する研究」、『近代韓日間の相互認識』（東北亜歴史財団研究叢書 47、2009）所収。
[85] 樋浦郷子『神社・学校・植民地: 逆機能する朝鮮支配』(京都大学学術出版会、2013)。
[86] 前掲樋浦郷子著書、頁 70。

が見られるという。1936 年の参拝者は約 117 万人、1938 年の参拝者は約 268 万人にのぼり、倍増していることを指摘している[87]。「神道を奉ずる朝鮮」は、何故学校だったか、児童だったかという問題提起とその解明が注目に値するところと思われる。

このように、祭神（神話）に見られる台湾、朝鮮の宗教思想の変遷について、菅浩二の議論では、台湾には「開拓」、朝鮮には「同祖論」をそれぞれの意識を以て、従来中国大陸を中心とした華夷秩序に代わり、日本中心の東アジア秩序を形成しようとする指向を反映し、ある種の屈折した心理が投影されていると指摘している[88]。

村上重良の「植民地の神社」という論述には、海外神社を創建することに対し、国家神道を批判する観点から、次のように述べている。

1. 創建神社の一系統として開拓地、植民地、占領地の神社があった。これらの多くは、海外神社と呼ばれたが、その大半は国家神道の侵略的性格を露骨に現した宗教施設であった。
2. これらに地域には、在住の日本人を崇敬者とする神社が創建されたが、その本質は日本の支配する土地には日本の神々が降臨するという、国体の教義に立つ宗教侵略であった。
3. 植民地、占領地での創建神社は、アジア侵略の拡大と共に最高潮に達した。これらの神社はアマテラスオオミカミをはじめ国家神道の重要な神々を祭神として、侵略の教義を正面に押し出して創建された点に特徴があった[89]。

上記の指摘に対し、菅浩二は「国家神道」と海外神社の性格とを同時に取り上げる論理には同義反復が含まれ、一種の循環論法に陥っていると指摘している[90]。

「日本人のあるところ必ず神社あり」といわれるほど、かつて海外

[87] 前掲樋浦郷子著書、頁 126。
[88] 前掲菅浩二論著、頁 357。
[89] 村上重良の「植民地の神社」、『国家神道』（岩波書店、1970）、頁 192-195。
[90] 菅浩二『日本統治下の海外神社―朝鮮神宮・台湾神宮と祭神―』（弘文堂、2004）、頁 17。

に建立された神社の数は 1,600 社を超えるといわれ、終戦時まで社格として官幣社・国幣社が存在した。その最高位の社格が官幣大社である。官幣大社の社格を与えられた海外神社は、台湾神宮（台湾台北市）、朝鮮神宮（朝鮮京城府）、樺太神社（樺太豊原市）、関東神宮（満州関東州旅順市）、南洋神社（パラオ島）の 5 社である。関東神宮は 1938（昭和 13）年 6 月 1 日に創建され、旧関東州、満州国で唯一の神宮として鎮座するも約 11 ヶ月で廃社となった元官幣大社で、かつて日本の租借地であった関東州旅順市にある。祭神は天照大神・明治天皇であった。

確かにある時期までの海外神社は、多くが居留日本人の「宗教施設」として創建され、運営されたとは言うものの、植民地、占領地の在来宗教の「整理」や「同化」を施すプロセスにおいて、神社への参拝を強要するに至るまでの政策変遷は一種のソフトパワーによる宗教侵略といわざるを得ない。

六、おわりに

以上、台湾、朝鮮、満州国が日本という国家に変わった被植民時期における同化、皇民化の政策変遷を考察してみた。帝国日本は、植民地統治のための教化＝同化、皇民化の一環として、台湾人に「愛国心を生み出す母体」の日本語教育を普及し、朝鮮の人々を「精忠良なる帝国臣民」の思想改造を中心に、そして満州人を「国民訓」たる皇民化教育を計画的、漸進的にしかるべき政策をたらしめた。このように近代の東アジア地域は帝国と植民地との間で行われる相互作用が様々な「国家統合の次元」と「文化統合の次元」で貫かれている。

（一）「国家統合の次元」から「文化統合の次元」へ

日本帝国は台湾領有初期の植民地統治をめぐって、1904 年 3 月の公学校規則による「同化」を標榜する体制が明確になるまでの、試行錯誤の足跡について、駒込が国家統合の次元（平等化と差別化の理論）と文化統合の次元（同一化と差異化の理論）に類型化したよ

うに、かなり複雑なプロセスがあった。国家統合の次元については、原敬、梅謙次郎、木村匡、伊沢修二らが内地延長主義を主張したのに対し、乃木希典、後藤新平、持地六三郎、橋本武、高岡武明、平井又八らが植民地主義の立場をとった。文化統合の次元では、自主主義（同一化）に位置する橋本武、中間に位置する伊沢と仮他（儒教、漢文、漢字など中華帝国の文化システムの差異化）主義を主張した高岡武明、平井又八がいた[91]。

また、高岡の儒教「応用」（利用）の政策は、(1) 儒教とも関係の深い「迷信」については「乱源」になることも多いので、「撲滅」すべきこと。(2) 儒教の「応用」は「読書人或ハ学堂先生ガ通俗修身談」をする「講善会」の形式を利用するなど主に社会教育場面において試みること。(3) 儒教が日本の国体と背馳する側面を認識しておかなければ「弊害」を招くことなどの意図があるという[92]。特に (2) の社会教育の場面において、日本語を重視する一方、漢文科を縮小していく、さらに儒教を「応用」（利用）することによって、「道徳的良順ナル人民」を育成するのが主目的であった。

「文化統合の次元」では、台湾総督府は徹底した日本語教育を台湾の教育政策の基礎として位置づけたが、公学校の普及・拡大を推し進める過程で、従来、儒学（漢学）教育と関わりのある書房を一気に壊滅するのではなく、公学校の補助機関として書房を利用し、また漢文科を公学校の教科に取り込むことにより、公学校の就学率を伸ばしていった。書房は伝統を固守していたため、漢文教育の主要機関として、民族文化の維持、台湾同胞の民族アイデンティティの保持に貢献したが、時代の変遷に伴い、書房は「伝統的教育機関＝民族精神の根拠地＝公学校教育の漸進的な代理機構」という被植民地における同化の教育的、社会的の役割を果たした。

---

[91] 前掲駒込武著書、頁 72-73。また、戦後日本における台湾植民地教育史研究の方法論的な再検討として、駒込武の「植民地教育史研究の課題と展望」『日本教育史研究』（第 10 号、1991）に収録した「台湾教育史研究文研目録」及び最新版の『日本台湾学会報』（第 11 号、2009 年 5 月所収）を合わせて参照されたい。

[92] 前掲駒込武著書、頁 62。

（二）朝鮮における「皇国臣民ノ誓ヒ」、「忠良ナル臣民」の教育効果

帝国日本が 1937 年以降、台湾や朝鮮で押し進む「同化」「皇民化」という教育政策の是非を考えてみると、日本は強い自信を持つ自国の文化の「優秀性」と思想、信仰の「主観性」を一方的に被植民社会に移植した目的は、いうまでもなく、異民族を「忠良ナル臣民」の育成を最優先にしたものであった。「皇民化」の理念は日本民族の神聖な起源に立脚し、異なるイデオロギーを持つ異民族に「文明化の恩恵」を正当化しながら統制的に、拡張主義的にその思想信仰を統一し、アイデンティティを混乱させようとすることは、強硬的な膨脹主義による文化侵略の原型であると見て取れる。

朝鮮の書堂の学生数は、1911 年の 14 万人から 1916 年の 26 万人という増加を見せている。このため、朝鮮総督府の初期の教育施策は、民族的教育機関の取締りが主であった。このように朝鮮の民衆にとっての近代学校とは、近代学校による国家支配と、植民地の異文化支配を示すものとして、二重に外的なものとして登場した。

従来、保守的な伝統の儒学思想を学習させる書堂の管理は、公立普通学校長に随時に書堂を視察せしめ、「偏見固陋」の思想を持つ書堂教師の啓発とその言動の教育、講習の実施が必要としている。それらの書堂を普通学校の実質的な準備教育機関とし、「忠良ナル国民」育成のための学校体系に組み込んだ。のちに私立学校数は減らされるが、書堂の数は増える傾向が見られる。「忠良ナル国民」と「時勢及民度」は本来相矛盾する概念であるが、総督府の論理では両者は補完関係にあり、「忠良ナル国民」をより効率的に育成するために「時勢及民度」が適宜利用されたのである。

また、朝鮮では 1937 年『皇国臣民ノ誓ヒ』が制定されて以後、朝鮮人子弟は毎朝の朝礼時にその暗唱と皇宮遥拝を強制された。翌三八年、朝鮮語の授業を廃止した第三次朝鮮教育令がだされ、神社参拝の強制、志願兵制度実施となる。「皇国臣民の育成」について「朝鮮教育の最高の眼目は、確固たる皇国臣民たるの信念を確立せしむるに存する。皇国の尊厳なる所以を体認し、一視同仁に秋毫の差な

き皇恩に光被せられた栄誉と責務とに感激し、その感激に対へる感恩奉仕皇運扶翼の行者たらしむるこそ、皇国臣民の大本である」という方向を確立した[93]。

（三）「満州国」教育の本質をめぐって

これまでの研究は「皇民化教育」という視点を設定することで進められてきた。その中心的研究者である野春は、先述した小沢の観点を継承しつつ、「皇民化教育」とは「天皇制教育の対外版として他民族の子どもたちから民族精神を奪い、天皇制の歴史観（皇国史観）や「皇国文化」を強権的に注入しようとした」ものだったと規定した上で、「満州国」教育史を「初期の皇民化教育」と「1937 年以後の皇民化教育」に区分して論じている。「初期の皇民化教育」の具体的事例として取り上げているのが、日本語および修身の教科書である。高級小学校『日本語教科書』上冊のなかに「日本のはじまり」「皇大神宮」ほかが登場し、神話を通じて日本歴史を学習させる内容になっていること、同下冊では「紀元節」「東京の乗り物」ほかが登場し、「日満の結びつきや、日本の先進性を教えこもうとした」こと、高級小学校用『修身教科書』下冊には「第二六課　日本教育勅語」があり、漢文によってその全文を学ばせていることを指摘している。満州国における、皇民化教育の具体的例証として、「国民訓」の存在も特に明らかにし、植民地朝鮮における「皇国臣民の誓詞」の普及過程と同等に、その条文の暗唱が中国東北人の人々に強制された事実も初めて解明している。

また、帝国日本は儒教思想を取り入れることで満州国人民の民族意識を削減すると同時に、儒教を日本的に解釈、活用することによって、異民族の支配（治国安民）に活用できるものと考えた。満州国を通じて、王道を以て平和そのものを訴え、「共存共栄」の理想策を図ったのである。満州国は東北人民の覚醒をひたすら恐れ、儒教思想で革命思想を抑制することに全力をあげていた。また満州国が礼教・王道を喧伝する真の目的とは、「順天安民」を図ろうという政

[93] 前掲野春章著書、頁 65。

策を進めることであり、東北人民が革命的・民主的な思想からの影響を抑制することにある。一方、仏教の「同化」において、満州国に積極的に日本の仏教団体を移住させ、これらの団体は完全に仏教を親日の宣伝教化の手段とした。宗教の力にたより、満洲の民衆を宗教的に浄化し、国家の政策を実行する上で有利に働くようにしたのである。

（四）今後の研究課題：同化、皇民化政策に関する比較研究の可能性／不可能性

本稿は内地延長の植民地としての台湾、政令中心主義としての朝鮮、傀儡国家としての満州国について、同化、皇民化政策の変遷を軸とし、日本語教育が植民地支配の根幹に据えた構想と実践だったことを分析したが、果たして上述した問題意識はすべての真実を明らかにしたのだろうか。むしろ、帝国日本の支配者側から被植民者に対する思想教育の同化、皇民化政策をめぐる時間と空間の中で、「押し付けと協力、さらに抵抗する多面的な姿」が潜んでいるように思われる。帝国日本支配における台湾、朝鮮、満州国それぞれの被植民地社会では、いかに日本志向による対外的な思想統治が深く根づかれたのか、トランスナショナル·ヒストリー（Transnational History）の視座や全体を貫く視野で、体系的に捉えるべきだろう。これは次の研究課題として考えなければなるまい。

【付記】

本稿は、国際シンポジウム「『帝国』における国語教育と戦後日本語教育－旧植民地・占領地教育の過去・現在・未来－」(2013.10.26、於南台科技大学)の基調講演原稿に加筆､修正を加えたものである。